

《建設工事請負契約に関する注意事項》

1 契約保証について

請負代金額（税込）が500万円以上の建設工事は契約保証の対象となります。

◎契約保証は、次のいずれかを選択してください。

	保証の種類	取扱機関
①	保証事業会社の保証	東日本建設業保証株式会社のみ
②	履行保証保険	損害保険会社
③	公共工事履行保証証券（履行ボンド）	損害保険会社
④	金融機関の保証	銀行等の金融機関（注）
⑤	現金の納付	契約課工事契約係へお問い合わせください
⑥	有価証券等の提供	契約課工事契約係へお問い合わせください

（注）出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第3条の金融機関

⇒銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、労働金庫、農業協同組合など

※ 落札日から契約締結日までの間に契約保証の手続を済ませ、速やかに契約書とともに契約保証に係る証書等を提出してください。

※ 契約保証の額は、**請負代金額（税込）の10分の1以上**です。

保証（保険）期間は、工期を含んでください。

保証債務履行の請求の有効期限は、**保証期間経過6か月以上**確保してください。

※ ①～④の保証、保険等に関する具体的な内容・手続方法などについては、それぞれの取扱機関に直接お問い合わせください。また、保証・保険契約の締結に先立って事前の準備（審査・調査など）が必要となる場合がありますので、予めそれぞれの取扱機関にご確認ください。

※ ⑤、⑥の場合は、**契約日当日まで**に納付手続が必要となります。必ず来庁日時（午後2時まで）・持参金額を事前に電話連絡のうえ、契約課へおいでください。

また、納付時の**領収書の原本（赤色）は、工事目的物引渡後の保証金払出請求時に必要となります**ので、紛失しないよう大切に保管してください。

川口市 理財部 契約課 工事契約係

TEL:048-258-1237(直通)

048-271-9504(直通)

FAX:048-258-6161

2 建設業退職金共済制度への加入等について

1件あたりの請負代金額（税込）が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書（原本）を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1か月以内に契約課に提出してください。

また、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書についても、工事完了後、契約課又は工事担当課に提出してください。

※ 問合せ先：勤労者退職金共済機構 埼玉支部 048-861-5111

3 技術者の適正な配置について

専任の主任技術者・監理技術者については、3か月以上の雇用関係が必要となります。なお、現場代理人と非専任の主任技術者については、この限りではありません。

4 下請契約における代金支払の適正化について

下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等、元請下請取引の適正化に努めてください。

工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できるかぎり市内業者から選定するよう努めてください。

5 経営事項審査について

経営事項審査の有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年営業年度終了後、決算が確定しだい速やかに手続を行ってください。

※ 手続終了後、新しい総合評定値通知書を取得したら、写しを契約課あて提出してください。

「川口市契約課ホームページ」から、契約に関する情報を

提供しておりますので、是非ご覧ください！！

～ アクセス方法 ～

川口市ホームページ ⇒ 「組織から探す」 ⇒ 「理財部 契約課」
をクリック をクリック